

# 栃の木からの手紙

2017年 10月号



「中秋の名月」は、満月でない時もあるんですね。先月の7日から自然農法の芋の収穫を始めましたが、今年は昨年とは違った収穫風景でした。自然農法の芋の収穫は一般の畑と比べると、「機械に掘り上がってくる芋が少ない。」「雑草が機械の排出コンベアに詰まってしまう。」「作業速度が1速度遅くなる。」…。

「作業速度が1速度遅くなる。」…。

今年の収穫風景は、「終始土の塊が上がってくる。」「大きな土の塊が機械を止めてしまう。」「正品が少ない。」「月見だんごの様な小さな芋。」

| 10月 神無月 |    |    |    |    |    |    |
|---------|----|----|----|----|----|----|
| 日       | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
| 1       | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  | 7  |
| 8       | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 15      | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 22      | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 29      | 30 | 31 |    |    |    |    |

4日：中秋の名月（十三夜）

6日：満月：旧暦 8月17日

8日：寒露

15日：輝農祭 大空町道の駅ほのか 9時～

20日：新月：旧暦 9月1日

22日：オホーツク収穫祭

MOA北見センター 9時～12時

23日：霜降

28日：自然農法ジャガイモ5種類 食べ比べ

報徳つどうむ会館 10時～13時



5月中旬に播種して実生育3ヶ月、収穫まで4ヶ月経過した芋。希望を抱いて播種した芋、苦労して悲しみの中で収穫した芋。 今月は、直接お客様に接しながら販売出来る機会が2回在ります。

15日：輝農祭 22日：オホーツク収穫祭

消費者の方々にとっては、生産者に会う機会ですので是非脚を運んで頂きたいと思います。食べ物は、スーパー、コンビニへ行けば良い訳ではないのです…。

また、月末28日には、高橋農場で収穫したジャガイモの試食会を行います。5種類程ある芋をみんなで皮を剥いて蒸かして試食します。同じ品種の芋でも、一般と自然でどうなのか？ 見た目は変だけど食べて見てどうなのか？

芋の食べ比べに合わせて、今年の芋の生産状況や家庭菜園の来年に向けての土の準備についての話をして頂きます。参加者の方は、芋の食べ方を教えて下さい。

収穫の終わった一般・自然の畑では来年に向けての土づくりが始まっています。

## 「種子の知的所有権が奪われる」

2017年 9月 15日

文： 岡本 よりたか

【シェア大歓迎】

モンサント社がなぜバイエルの買収に応じたか。

事は複雑である。だが、種子支配という観点から見れば、実にシンプルになる。

世界の農業を牛耳るのは、今やほとんどがバイオテクノロジー企業だ。シンジェンタ、ダウ・ケミカル、モンサント、バイエル、デュポン。この五社は、多くの種子会社を吸収または経営統合し、種子の知的所有権を得てきた。その中でも、モンサント社が手にする種子は世界でも最も多い。

実は、デュポンとダウ・ケミカルは経営統合（2015年12月）し、中国化工集団がシンジェンタを買収する動きが起き、それが承認されようとする中で、世界でのシェアを維持するために、モンサントはバイエルの買収を受け入れた（2016年9月）。

モンサントは世界でも悪の枢軸と評され、既にシェア拡大は頭打ち状態であるため、世界で種子、農薬、肥料を支配し、さらには流通、販売まで支配するためには、その名前が障壁になると考えた節がある。

今、世界では種子の知的所有権が、どんどん種子会社の手に陥り、多くの農民が種子の再生産、つまり自家採種が禁止され始めている。それでも、途上国においてはその動きは阻止されてきた。多くの農民が自家採種を基本としてきたからだ。

だが、先進国では、既に自家採種をやめてしまった国が多い。もちろん日本もほとんどの場合、種は購入するものとなっている。世界のバイオテクノロジー企業はそこに付け入り、日本から完全に自家採種の権利を奪おう考えているのだ。

日本でも、バイオテクノロジー企業のロビー団体であるBIOが、UPOV条約批准の義務付けを要求し続けている。この条約は、我々自家採種農民から見ると悪魔の条約とも言えるもので、ほとんどの種子の知的所有権を種子企業のものにするという、とんでもない要求なのである。

途上国では抵抗されるこの要求は、むしろ先進国では、種子への知的所有権意識が薄いために、簡単に通ってしまう可能性がある。その口火を切ったのが、昭和27年に制定され先日の国会（2017年3月）で廃止された（平成30年4月1日施行）、「主要農作物種子法」である。

これにより、米、麦、大豆（主要穀物）の知的所有権は県からバイオテクノロジー企業に移り、企業は、種子の知的所有権を主張し、一切の自家採種を禁止し、さらには自家採種した米などが、知的所有権を侵害している可能性を主張することで、流通までも監視、管理しようと企んでいる。

この動きのためには、モンサントの名前が障害となる可能性があり、モンサントは買収を受け入れたと考えられる。いやはや、なんとも恐ろしい話なのである。

やがて、日本では自家採種が完全に禁止される可能性が出てきた。既にモンサントは、日本国内において、知的所有権を保有するお米の種子を配布し始めており、そのお米を栽培する農家までが現れた。

そのお米の種子を購入するときには、長い契約書にサインを求められる。その契約書には、自家採種を禁止し、万が一違反した場合、損害賠償請求を起こすと書かれている。つまり農民魂を悪魔に売り渡す契約書なのである。

日本人よ、日本の農民よ、そして自然農や自然栽培をする農民よ、早く気づいて欲しい。事は極めて深刻なのである。